

第5章 過去の戦後処理事例と旧軍飛行場用地問題

第1節 過去の戦後処理事例の概要

(県内事例)

1. 対米請求権事業

(1) 背景と軍用地問題の発生

米軍は昭和20年(1945年)4月沖縄上陸と同時にニミッツ布告を公布して軍政を施行した。米軍は、終戦から軍用地の無償使用を続けてきたが、その根拠を「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」によるものとし、講和条約までは違法にならないとしていた。

それに対して、住民間の土地の賃貸借がはじまり、割り当て土地に住んでいた軍用地主も土地料を請求されるなど、軍用地の無償使用との矛盾が現れ、軍用地主の土地料請求運動が起こった。昭和29年(1954年)3月米軍側は、突如軍用地料の一括払策(実質土地買上げ策)を発表した。この一括払計画は沖縄住民に大きなショックを与えた。同年4月、立法院は「軍用地処理に関する請願」を全会一致で決議し、「一括払反対、適正補償、損害賠償、新規接収反対」の四原則を打ち出し、それを契機に「一括払い反対」「四原則貫徹」の声が住民間に高まった。住民大会が各地で開かれ「島ぐるみ闘争」の熱気は全島に広がっていった。米軍に対する抵抗運動の強まりから、両者の間には和解しえない対立が深まっていくかにみえたが、昭和33年(1958年)4月11日ムーア高等弁務官は一括払いの中止を声明した。同年8月から11月の間に琉米の代表者による土地会談が開かれ、会談の結果が「新土地計画」¹として承認され、土地問題は一応の解決をみた。

(2) 講和発効前損失補償問題

新土地計画が実施されていたものの、問題は完全に解決されたわけではなく、一部の未払地料のほか、講和条約発効日前の人身関係、漁業関係、土地関係等の被害があった。

昭和27年(1952年)4月28日「日本国との平和条約」(講和条約)が発効し、日本国は連合国に対し、日本国民のすべての請求権を放棄した。米軍は同条約を根拠に住民の損害賠償の請求を拒否した。これがいわゆる講和前損失補償問題である。

昭和31年(1956年)3月、沖縄市町村長会長、沖縄市町村議会議長会長、土地連会長の三者連名による補償額約172億円の要請を行った。沖縄の要請活動に呼応して、南方同胞援護会²等の支援もあって、昭和32年(1957年)3月、日本政府は見舞金として11億円(そのうち10億円は土地補償関係)の支出を決定した。しかも、米国から損失の補償または見舞金等を受けることとなった場合は、10億円に相当する額を国庫に返還または帰属せしめるという条件がついていた。

¹ 新土地計画：1958年7月1日施行。同計画によって、軍用地料の土地賃借安定法による高額賃料での支払い、「限定付き土地保有権」の廃止、5年賃借権への切り替え、米琉合同土地諮問委員会の設置等が実施された。

² 南方同胞援護会：東京での沖縄問題解決促進を支援する団体で、昭和32年(1957年)9月南方同胞援護会法により発足した特殊法人。

昭和33年(1958年)3月19日「講和発効前損失補償獲得期成会」が発足し、活動を開始した。委嘱されたヘメンディングー弁護士は、国務、国防両長官に「講和前補償に関する米国政府への請願書」を提出した。

キャラウェイ高等弁務官は、昭和36年(1961年)4月「講和前補償請求審議委員会」を発足させた。この委員会において、琉米双方は提案額約2,187万ドルで妥結した。高等弁務官は同勧告書に総合的評価を付して米本国に送付した。講和前補償法案(授權法案)が米国議会に提出され、昭和41年(1966年)10月15日議会を通過した。総額2,104万ドル(約75億7千万円)の支出法案が大統領によって署名公布され、関係地主の多年の懸案であった講和前補償問題は解決した。

(3) 放棄請求権問題の解決経緯

講和前補償問題は一応決着したが、補償もれがあり、講和後の事案も未解決のものがまだ多かった。本土においては、関係国内法令等により補償措置がなされたが、米国施政下の沖縄においては、極めて不十分であった。

日米交渉の「沖縄返還協定」は、昭和46年(1971年)6月17日に調印されたが、同協定第4条により大部分の請求権は放棄されることになった。

放棄請求権問題は、戦後処理の最大の課題であるとして、補償問題のための「沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会」が昭和48年(1973年)5月18日結成され、同協議会は請求事案をまとめ、その合計額約1,172億円の補償要請を政府関係筋に行った。

沖縄開発庁は、昭和53年(1978年)5月1日「沖縄における対米請求権問題の処理に関する連絡会議」を設置した。その中で漁業関係、人身関係は先に解決し、土地関係等事案は遅れて処理されることとなった。

最も懸念された土地関係等事案については、昭和54年(1979年)12月の連絡会議の調査検討結果は、一括団体払いとする、一括団体払いにより、対米請求権問題全部の解決とする、県及び各市町村を構成員とする社団法人を設立し、国は、一括して社団法人に交付する、社団法人は「戦後から復帰までの間に米軍等により被害を受けその回復がなされていない者を受益者とする事業を行うこと」を目的とし、交付された資金を運用して法人の目的に相応した事業を行うとの方針が出された。

この方針を示すに当たり、沖縄開発庁は、個人払いについては事案が古いため立証資料がないか又は不十分で支払が可能と判断できる程度の立証ができず、却下せざるを得ない事案が相当多数にのぼると見込まれる、簡便な立証方法をとることから却下認容のボーダーラインは恣意的にならざるを得ず、新たな不公平を招くこととなる、12万件の事案を個別に処理するための事務量と経費は非常に膨大なものであり、処理が完了するまでに相当の年月が必要となる等の問題があるとしていた。

また、一括団体払いについては、個人払いに比べて処理期間が短縮できる、立証については個人払いの場合と異なる次元で判断できること、従って総額の積算に当たっては、必要とされる程度の立証が困難な事案でも一定の条件のもとにこれを含めて算定することも可能である等の有利な点があるとしていた。

この沖縄開発庁の処理方針に対し、推進協議会は昭和55年(1980年)7月、対米請求権事案は長い年月の経過によりほとんどが被害の現況を止めておらず、また人的物的証拠も著しく乏しい実状にあり、最終的には、この措置以外に現実的な解決策は見いだせないとの結論に達し、この方針を受け入れることにした。

推進協議会は、支払い金額については沖縄開発庁の提示を待って検討することにしていたが、昭和55年(1980年)8月15日、沖縄開発庁から77億円の提示があった。提示された77億円について審議した結果、要求額よりあまりにも低く積算されているため、増額要請を行う、積算がゼロ査定になっているものもあるため、これらについても積算額が算出されるよう要望することの決定をし、沖縄開発庁に要請した。

沖縄開発庁はこの要請を受けて、同月26日、100億円の増額して提示した。推進協議会は、審議した結果、沖縄開発庁から提示された100億円については、早期解決を図る上でやむを得ない、知事にはなお増額のため今一度努力を払っていただく、最終的妥結額については、知事に一任することを決定した。

推進協議会の評議員会は、同年10月予算要求額は120億円とし、5年分割払いとすることを含めて、いわゆる対米請求権にかかる事案は未請求事案等を含めて一切の解決とするものであることを決定し、沖縄開発庁長官あてに要請した。

最終的には、同年12月27日の渡辺大蔵大臣と中山沖縄開発庁長官との間において特別支出金総額120億円とし、7年の分割払いとすることで合意された。(その後予算の関係で実際には8年の分割払いとなっている。)

このように土地関係等事案は、日本政府が特別支出金を公益法人((社)沖縄県対米請求権事業協会)に一括交付し、当該法人が被害者等のための事業を行うことで解決することとなった。

(4) まとめ

講和前補償問題の未解決事案(対米請求権問題)で対米請求権の放棄のための日本政府特別支出金で以下のような解決がなされた。

漁業関係事案	特別支出金	30億円	(昭和53年~55年)
人身関係事案	特別支出金	2億7千5百万円	(昭和55年)
土地関係等事案	特別支出金	120億円	(昭和56年~63年)

漁業関係事案については、従来漁業を営んでいた者が被った漁業経営上の損失に係る補償について、沖縄県漁業協同組合連合会等からの補償要求により、昭和53年(1978年)10月「財団法人沖縄県漁業振興基金」が設立され、特別支出金として昭和53年度から昭和55年度までの3年間で総額30億円が交付された。同特別支出金の運用益で漁業公害対策事業、漁業後継者育成事業、水産物流通対策事業等を実施し、設立以来沖縄県の漁業振興に寄与している。

人身関係事案については、被害実態を把握して、昭和55年(1980年)5月から11月までの間に558件の申請が行われ、うち514件(死亡146件、傷害368件)について支給がなされ、支給総額は2億7千5百万円(死亡1億5千万円、傷害等1億2千5百

万円)となっている。

土地関係事案については、昭和56年(1981年)6月「社団法人沖縄県対米請求権事業協会」が設立され、8年間で特別支出金120億円が交付された。その運用益で当初は市町村の集落整備事業、児童公園、道路、排水施設事業補助、人材育成資金の貸与等を行ってきたが、バブル崩壊による運用益の減少で、平成7年(1995年)からソフト事業へシフトし、平成13年(2001年)からは、地域振興助成事業としての市町村が行う特産品づくり、環境整備、文化振興、情報化等の調査研究、イベント等事業に対する助成、軍用地跡地利用計画助成事業、地域政策研究事業、交流研修事業等を行っている。

2. 郵便貯金関係事業

(1) 戦前の郵便貯金、簡易生命保険等の凍結について

沖縄戦も終結(昭和20年(1945年)6月)し、さらに日本が無条件降伏(同年8月)した翌月になって、郵便物の引き受けや配達事務等を無料で取り扱ってよいと米軍政府から許可されたが、沖縄の戦前からの郵便貯金や簡易生命保険等については、依然として停止されたままであった。

本土においても、連合軍最高司令官覚書の公布が昭和20年(1945年)9月22日になされ、日本政府は指定された金融上の証書等についての輸出入とその取引を即時禁止された。同覚書の公布を受けて、日本政府は外国為替管理法、同施行規則等の関係法令を同年10月15日には改正している。

「若干の外廊地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」が昭和21年(1946年)1月29日に公布され、北緯30度以南の奄美大島群島、沖縄本島を含む南西諸島の行政権が米国政府に帰属することになった。さらに、米国海軍軍政府布告第5号第1条により金融機関の閉鎖と戦前の郵便貯金、郵便為替、簡易保険、郵便年金等の支払停止が命ぜられた。

(2) 戦前郵便貯金等の実態調査及び問題解決運動について

昭和21年(1946年)6月、連合軍最高司令部(GHQ)の係官立ち会いのもとに、沖縄の米軍政府代表と郵政省との間で「日本琉球間為替貯金事業計算分割」についての協議がなされて、基礎資料の完備が先決問題となり、調査方法の策定と実態調査がなされた。昭和28年(1953年)戦後はじめて郵政省で作成された「琉球在住者の有する本邦郵便貯金等の支払要領(案)」が示された。その案では資金決済問題として処理する考え方が強かった。郵政省貯金局に現存する資料で「個人別明細書」等の作成まで終えていた。

昭和36年(1961年)10月県内市町村の首長が主体となって「戦前の郵便貯金等払戻獲得期成会」が結成され、折衝が展開されたが、ドルと円の交換率や早期払い戻し等の具体的な問題点等について、沖縄の債権者側の要求を満足させるような解決回答が得られず、昭和43年(1968年)まで続けられた。

(3) 戦前郵便貯金等の解決

昭和43年(1968年)12月から昭和44年(1969年)初めに至り、日琉両政府並びに債権者側の三者合意に基づく、問題解決のための業務処理に当たることになった。琉球政府と「獲得期成会」の合意を得て、総理府総務長官と大蔵大臣との間で合意に達した。

具体的な合意内容は、郵政省の貯金原簿と対照して確認された戦前の郵便貯金等について、昭和44年(1969年)12月「沖縄住民の有する行政権分離前の郵便貯金、簡易生命保険等の支払問題の解決措置に関する覚書」を日琉両政府間で締結し、法定支払金(郵便貯金の貯金額に法定利子を加算したものや簡易保険の保険金、還付金等)を預金者、受取人等の債権者に個別に支払う。債権者に対する見舞金(長い間の支払凍結と戦後の経済変動による通貨価値の下落等を考慮した慰謝としての措置)約4億1千4百万円を琉球政府に交付し、その処理を一任する。沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易保険思想の普及のために必要な施設及び設備(貯金保険会館)を5億円を限度とする経費をもって那覇に設置し、琉球政府に無償で貸与する。債権者に対する住宅資金として財政投融资資金から30億円を3年間にわたって融資するというものであった。

その結果、については総理府所管のものとして切り離し、については郵政省所管として覚書が締結され、については、昭和44年(1969年)12月から昭和46年(1971年)12月にかけて債権者に払戻しが行われた。しかし、期間内に請求未済のものが相当数あったため、さらに2ヵ月間延長された。

戦前の郵便貯金、簡易生命保険等の解決額

法定支払金	101,701千円
郵便貯金等元金	41,361千円
利息金	52,824千円
簡易保険等元金	7,516千円
見舞金	414,134千円
郵便貯金等関係	339,423千円
簡易保険等関係	74,711千円

、の合計 5億1千5百万円余が直接債権者へ現金で支払われた金額である。

貯金保険会館建設費 500,000千円

住宅建設資金 3,000,000千円

(昭和44年度~46年度の3年間で)

解決総額 40億1千5百万円余(11,155千ドル)

(4) 財団法人郵便貯金住宅等事業協会の設立

戦前の郵便貯金等を有していた預金者の福祉向上と沖縄の住宅難を解決に寄与することを目的に、その受け皿として「財団法人郵便貯金住宅等事業協会」が設立されている。同協会

は、賃貸住宅の建設並びにその管理運営を行い、事業から生ずる収益の分配を行うため、県内市町村から1,000ドルの出捐金を拠出している。

同事業協会は、3団地、760戸の賃貸住宅と関連施設の管理を行っている。収益等は市町村に還元を図ることにしている。

これをもって、戦前の郵便貯金等の問題は解決したことになる。

3. 八重山地域マラリア戦没者慰藉事業

(1) 八重山地域におけるマラリア犠牲者補償問題の経緯

沖縄戦中、八重山地域においては、軍の命令によりマラリア有病地へ退去させられたため、3千余名の尊い人命が失われた。

これらの犠牲を含めて、沖縄県としては昭和48年(1973年)から沖縄戦被災者補償について国に要請を続けた。また、平成元年(1988年)には、沖縄戦強制疎開マラリア犠牲者援護会が結成され、さまざまな要請活動が繰り広げられた。平成3年(1990年)5月には「県立平和祈念資料館改築・沖縄戦犠牲者『平和の壁』建設等基本構想検討懇話会」の中でマラリア犠牲者部会を設け、米国立公文書館等にある関係資料を調査するなど本格的な検討に入った。

そして、平成4年(1991年)2月に第6回八重山地域マラリア犠牲者部会で「戦時中の八重山地域におけるマラリア犠牲の実態」という報告書が沖縄県に提出された。報告書では、現地部隊の甲号戦備(敵上陸を想定した戦闘態勢)により一般住民に退去命令を発したことは、軍の作戦行動の一環による「退去」に該当し、一般の「疎開」「避難」とは区別されるといふ事実関係から、八重山地域における戦争マラリアの犠牲者を「戦地における戦闘協力者の戦病死者」と認定することは妥当な結論であるとして、国においても速やかなる問題解決に特段の配慮を講ぜられるよう切に期待するとなっている。

沖縄県は、これを受けて、戦闘協力者の途上でマラリアに罹患し死亡した者については、「戦地における戦闘協力者の戦病死」とみなし、戦傷病者戦没者遺族等援護法による補償又はそれに準ずる補償措置を求めることが適当であると考え、平成4年(1991年)3月正式に厚生省や沖縄開発庁並びに関係国会議員に要請した。

また、同時期、国においても内閣総理大臣官房総務課参事官、厚生省援護局援護課長、沖縄開発庁総務局参事官の三者による「沖縄県八重山地域におけるマラリア問題連絡会議」が設置され、同問題の連絡及び意見交換や沖縄県や援護会、石垣市、竹富町などから要請を受けながら問題の検討を行った。さらに、平成6年(1993年)8月には社会党、自由民主党、新党さきがけの与党三党による戦後50年問題プロジェクトチームが戦後処理問題の一環として八重山地域の戦争マラリア問題を取り上げ、鋭意検討が進められた。

(2) 慰藉事業としての予算措置

平成8年度(1995年度)政府予算案に折り込むにあたり、見舞金給付(個人給付)については、沖縄県と沖縄開発庁で合意に至らなかった。沖縄県は県の単独事業として見舞金

給付を実施することは、戦災処理について県が責任を負うこととなり、県民に理解を得ることは極めて困難であるとして、慰藉事業を国において実施することを求めた。

平成7年(1994年)12月19日に沖縄開発調整会議に報告された与党政策調整会議におけるマラリア問題に解決については下記のとおり了承された。

国は、遺族に対する個人補償等の個人給付は行わない。

遺族の慰藉をする場合は、沖縄県において措置する。

及び 沖縄県が了承することを前提に、沖縄開発調整会議においては、沖縄開発庁分「マラリア犠牲者慰藉事業」2億円の他に与党要求として1億円を追加するよう求める。

その後、沖縄開発庁と具体的な事業の詰めを行った結果、下記の事業を実施するため平成8年度(1995年度)政府予算案として総額3億円のマラリア慰藉事業費が計上された。そして平成8年度事業で実施された。

八重山地域マラリア慰藉事業費の内訳

慰霊碑建立等事業	46,073 千円
マラリア祈念館(仮称)建設等事業	153,927 千円
マラリア慰藉のための死没者資料収集・編纂事業	80,000 千円
マラリア犠牲者のためのマラリア死没者追悼事業	20,000 千円
合計	300,000 千円

4. 対馬丸遭難学童の遺族に対する措置事業

(1) 対馬丸遭難の経緯

昭和19年(1944年)8月22日、疎開学童1,661名を乗せて沖縄から九州方面へ航行中の疎開船対馬丸は、鹿児島県悪石島沖で米軍潜水艦の攻撃を受けて沈没し、学童738名、引率教師24名、付添者等722名の計1,484名が死亡した。

(2) 対馬丸遺族会に対する援護措置について

1) 昭和28年(1953年)8月、対馬丸遭難者の遺族は対馬丸遺族会を設立、日本政府に対し「戦傷病者戦没遺族等援護法」(以下「援護法」という。)の適用を要請した。

「援護法」は、軍人・軍属及び準軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族を援護する目的とした法律である。

2) 昭和37年(1962年)「沖縄戦闘協力死没者等見舞金支給要綱」が閣議決定され、対馬丸遭難学童の遺族に対し2万円の見舞金が支給された。

3) 昭和52年(1977年)「援護法」の準軍属として取り扱われ、遺族給与金の10分の5相当額を、沖縄開発庁から「対馬丸遭難学童に対する特別支出金の支給に関する要

綱」に基づき、満60歳以上の遭難学童の父母、祖父母に対して支給されることとなった。

なお、同特別支出金は過去4回の支給率の改正により、現在10分の7相当額となっている。

(平成14年度 年額 1,371,296円)
支給は、年2回 前期(3月～8月まで)9月末日支払
後期(9月～2月まで)3月末日支払

また、平成15年(2003年)3月1日現在の受給者の平均年齢は、平均93.0歳と高齢化しており又特別支出金支給対象学童数は、発足当時の436人から77人と減少している。

(3) 対馬丸の撃沈地点の確認について

平成9年(1997年)12月12日、沖縄開発庁の要請を受けて科学技術庁からの要請に基づき、海洋科学技術センターの調査により、沈没地点は鹿児島県悪石島沖北緯29度31.93分、東経129度32.90分の水深870mと確認された。

(4) 対馬丸遭難洋上慰霊祭の実施について

平成10年(1998年)3月と11月の2回、対馬丸沈没地点において政府主催の洋上慰霊祭が行われ、遺族、関係者等425人(第1回)、339人(第2回)が参列した。

(5) 対馬丸遭難遺族会の要請について

平成10年(1998年)7月10日、対馬丸遭難遺族会は総会を開催し、次の4点について決議を行い、国会議員を通じて厚生省に要請している。

船内調査等を引き続き実施してもらいたい。
洋上における標識(目印)を設置してもらいたい。
特別支出金を大幅に増額してもらいたい。
特別弔慰金の準ずる弔慰を講じてもらいたい。

(6) 対馬丸平和祈念会館建設事業及び資料収集、企画運営経費等について

対馬丸平和祈念会館建設事業費(15年度) 2億3千万円
資料収集、企画運営経費等
4,130万円(内訳:内閣府540万円、厚生労働省3,590万円)

(7) 対馬丸とそれ以外の沖縄関係遭難船について

対馬丸以外の遭難船は、県の調査によれば31艘となっている。残りの船舶については、国の命令による学童疎開と自主的な疎開との差で「援護法」の適用を受けていない。従って、対馬丸以外の遭難船舶については遺族特別支出金を出していない。ただし、一時金で処理し

た事例は、台湾への疎開で第5千早丸、第1千早丸があるとされている。

(県外事例)

5 . シベリア抑留者に対する交付国債関係事業 (独立行政法人平和祈念事業特別基金)

(1) 独立行政法人平和祈念事業特別基金の設立目的と事業内容

平和祈念事業特別基金は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の関係者の苦労について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的として、「平和祈念事業特別基金に関する法律」に基づき内閣総理大臣の認可を受けて昭和63年(1988年)7月1日に設立された全額政府出資による法人である。以下の対象事業等に対して、主として関係者の苦労に対する資料収集、展示、調査研究並びに、内閣総理大臣名の書状や銀杯などの慰労品、慰労金を贈呈する事業を行っている。

主たる事業として

恩給欠格者の方々への慰労品等の贈呈事業

引揚者の方々への書状の贈呈事業

戦後強制抑留中死亡された方の遺族の方々への慰労品、慰労金等の贈呈事業

平和祈念展示資料館の開設事業

慰霊事業等に対する助成事業

出版物・関係図書等の作成及び配布事業等

(2) 国の施策との関係及び業務実態

「平和祈念事業特別基金に関する法律」に基づき国が決定した基準及び基本方針の範囲内で、関係者への書状等の贈呈事業、関係者の苦労についての理解を深める事業を実施している。

資本金 400億円 長期国債等で運用10億程度の利息しかなく、補助金で運営。平成15年(2003年)10月からは交付金を受けることになっている。職員は関係省庁からの出向者がほとんどである。

平成15年(2003年)3月の実績で見ると、1)戦後、旧ソビエト連邦及びモンゴル人民共和国に強制抑留(シベリア抑留者等)され、恩給等を受給していない者(遺族を含む)の対象者28万4千人に対しては、慰労金10万円の交付国債を支給(うち請求件数18万7千件)。2)恩給欠格者253万人(うち請求件数45万7千件)に銀杯、書状、慰労品等贈呈。3)引揚者206万人(引揚者特別交付金の支給を受けた者125万人のうち請求件数6万6千件)に書状贈呈。

平和祈念展示資料館の常設館として一般公開(月曜日休館 入場無料)等

(3) 関係者の定義

「恩給欠格者」とは、旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない方。

「戦後強制抑留者」とは、昭和20年(1945年)8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後旧ソビエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した方。

「引揚者」とは、今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引揚げた方。

(4) 利益及び損失の処理について

同法律の第32条で基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときには、その残余の額は、積立金として整理しなければならないことになっている。また、損失を生じたときは、積立金を減額して整理し、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないことになっている。

6. 国債、債券、据置預金等の返還措置内容の調査

(1) 国債、債券、据置預金等における県内での調査

1) 国債については、日銀那覇支店によると 昭和18年(1943年)、19年(1944年)頃でまわった国債は、大東亜戦争国庫債券、同割引国庫債券、同特別国庫債券である。

一般的に満期日から10年で消滅時効が完成する。 支払い場所は、日本銀行本店、各支店、指定代理金融機関である。 千円未満の国債は昭和27年(1952年)5月繰上償還され、昭和37年(1962年)6月2日に消滅時効が完成している。また、特定の国債についても繰上償還がなされた。 沖縄においては原則的に本土と同じ取扱がなされたが、大蔵省特例省令で昭和47年(1972年)5月15日から2年間、即ち昭和49年(1974年)5月14日まで時効完成後の支払いを認めている。

2) 債券については、貯蓄債券、戦時貯蓄債券、建設貯蓄債券、報国債券等を株式会社日本勧業銀行が政府の命により発行し、支払いを行っている。日本勧業銀行は株式会社みずほ銀行に引き継がれているが、同本店オペレーションサービス部によるとこれらの債券は繰上償還が昭和27年(1952年)10月15日に行われ、昭和42年(1967年)10月15日に消滅時効が完成している。

3) 鹿児島興業銀行の定期預金については、業務を引き継いだ鹿児島銀行事務本部センター業務統括部で確認したが、沖縄分に対して特別の情報はなかった。戦時中発行の定期預金についても現在と同じ扱いと思われるとのことで、満期後提示があれば10年経過後でも換金に応じたと思われるとのことで、提示がないものについては雑益処理されたと思われるとしている。

(2) 国債、債券等の法令について

1) 「国債の元利金の支払の特例等に関する省令」(昭和29年8月大蔵省令第84号)

第1条第1号で昭和47年(1972年)5月15日において、沖縄に居住する者が所持する昭和20年(1945年)9月23日以前に発行された国債で、沖縄にある日

本銀行の支店、代理店又は国債代理店にその元利金の支払の請求があったものは昭和47年(1972年)5月15日から2年間時効完成後の支払があった。

同条第2号で「大蔵省関係法令の整理に関する法律」(昭和29年法律第121号)の施行の日において、沖縄に居住する者が所有する登録国債については昭和47年(1972年)5月15日から2年間時効完成後の支払がなされた。

2) 償還期到来国債の時効の根拠法はいずれも「国債二関スル法律」(明治39年法律第34号)による。

3) 昭和26年(1951年)以降繰り上げ償還された内国債は次のとおりである。

銘柄整理のため繰上償還・・・・・・・・・・・・・・・・昭和26年12月1日
第1回四分利公債、支那事变特別国庫債券、大東亜戦争特別国庫債券、大東亜戦争割引国庫債券、特別割引国庫債券等は昭和36年12月1日消滅時効が完成している。

—— 根拠・・・昭和26年10月3日 大蔵省告示第1402号

千円未満国債の繰上償還・・・・・・・・・・・・・・・・昭和27年6月1日
昭和27年5月末現在における千円未満の国債証券及び登録国債はすべて繰り上げ償還され、昭和37年6月2日に消滅時効が完成している。

—— 根拠・・・昭和27年4月16日 大蔵省告示第679号

四分利付仏貨公債(在内分)の繰上償還・・・・・・・・昭和37年11月15日
昭和52年10月31日に消滅時効が完成している。

—— 根拠・・・昭和37年5月14日 大蔵省告示第118号

三分半利公債の繰上償還・・・・・・・・・・・・・・・・昭和50年12月1日
昭和51年以降に償還期の到来する三分半利公債と号～る号が繰上償還され、昭和60年12月2日に消滅時効が完成している。(これのより戦前発行の内国債はすべて償還されている。

—— 根拠・・・昭和50年11月12日 大蔵省告示第107号

4) 債券については、臨時資金調整法(昭和12年9月10日法律第86号、改正 昭和19年2月14日法律第16号)第13条で日本勧業銀行をして貯蓄債券及び報国債券を発行せしめることや発行額は50億円を限度とすることを定めている。同法第14条では貯蓄債券の償還期限を35年以内とすることや抽選による割増金の付与等を定めている。

第14条の3では報国債券の償還期限を10年以内とすること等を定めている。

なお、旧日本勧業銀行が発行した債券には、貯蓄債券、戦時貯蓄債券、建設貯蓄債券、復興貯蓄債券、報国債券、戦時報国債券、特別報国債券、勧業債券、割引勧業債券、割増金付勧業債券、割増金付割引勧業債券等があるが、昭和27年(1952年)10月15日に繰上償還がなされ、昭和42年(1967年)10月15日に消滅時効が完成している。従って現在では支払はなされていない。

(3) 財務省理財局国債課及び財務省財務総合政策研究所等での調査

1) 財務省理財局国債課

日本全体の昭和18年(1943年)、19年(1944年)の銘柄と年度毎の発行額は特定できた。

大東亜戦争割引国庫債券、大東亜戦争特別国庫債券、大東亜戦争国庫債券、3銘柄の昭和18年(1943年)、19(1944年)年合計発行額は、410億8,830万円であった。

沖縄での飛行場用地買収のための特定の国債はなく、沖縄という地域に特に多く発行された国債はわからない。

国債は、ほとんどが無記名債券であり、持参人に対して換金され、流通性があるものである。よって個人がどのくらい国債を保有しているかわからない。

種々の国債があるが、通常为国債の利回りは、10年もので年3.5%、割引国債の場合、例えば昭和16年(1941年)発行で27年(1952年)に換金した場合、7円で購入して10円で換金されている。

国債の換金において、物価の変動は考慮しない。

戦後の復帰前においても、沖縄から本土に出向いて行って換金できたが、国債が換金された内で、沖縄分はわからない。

沖縄の場合、すべての国債について、復帰した昭和47年(1972年)5月15日から2ヵ年間は時効完成後の支払が認められ、合計で1,008,910円うち大東亜戦争国庫債券等の大東亜戦争関係3銘柄の合計647,910円は支払がなされている。(添付資料「昭和47年度~49年度中の既償還未払額を含む国債の名称別増減額」参照)

2) 財務省財務総合政策研究所

昭和18年(1943年)、19年(1944年)にどのような国債が発行され、沖縄地域での発行額や昭和47年(1972年)5月15日以前の処理方法についても調査を依頼したが見つからなかった。昭和27年(1952年)から47年(1972年)の行政史の中で沖縄県に関しては金融公庫関係の2件のみで国債についての事項はなかった。

(4) 旧軍飛行場用地買収に係る国債額について

財務省理財局国債課での調査結果を総合すると、国債はほとんどが無記名債券であり、持参人払いである上に、旧軍飛行場用地買収のための特定の国債はなく、沖縄地域に特に大量に発行された国債についてもわからない。分かっていることは、復帰後2ヵ年で時効完成後の支払がなされた沖縄分1,008,910円(12銘柄)があったことだけである。

国債については、八重山での証言によると8割が国債等に替えられたとされているが、平得飛行場用地買収における大浜町の「土地代金支払調書」によると、総計割合では現金30%、定期預金36%、当座預金34%で国債、債券での買収はみられない。他の飛行場用地買収でも国債、債券を購入したという話がほんの少ししか聞かれず、定期預金や郵便貯金よ

りもそれ程多くなかったとも考えられる。

7. 財団法人国有財産管理調査センターの事業

(1) 財団法人国有財産管理調査センターの機能について

同センターは、主として国からの委託を受けた国有財産の管理と国有地などの有効活用に関する調査・研究を行うほか、それ以外の国有財産の維持・管理に関する受託業務を行っている。

国有地は、広く国民全体の財産として社会的要請に応えるため、広く公用・公共用に有効活用され、しかも国有地の性格にあった公的利用を考えて行くことが必要である。同センターは、未利用国有地の暫定的な利用及び将来設計を踏まえた有効活用方策を検討するために、「国有地の有効活用による公的施設等の設置事例の研究」の調査を長年にわたって行い収集している。

なお、「沖縄県における旧軍飛行場用地問題」を戦後処理事案として位置づける場合、旧軍財産の跡地利用の有効活用は、処理方策の参考資料と成りうるのではないかと、検討のために調査を行った。

(2) 事前調査による資料収集

本調査にあたっては、内閣府沖縄総合事務局財務部にて、同センターが発行している「国有財産の有効活用による公的施設等の設置事例研究」の調査結果のうち、季報27号(1999年1月発行)から同32号(2000年4月発行)、季報20号(1998年10月発行)から同26号(1997年9月発行)の合計37の事例の収集と季報39号(2002年1月発行)「国有財産の有効活用とPFI」の38事業による事前調査を実施した。

(3) 財団法人国有財産管理調査センターの業務

昭和48年(1973年)から昭和57年(1982年)にかけて、米軍提供の大規模国有地11跡地が返還された。これらの大口返還財産については、大蔵大臣から国有財産中央審議会に諮問され、「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」(昭和51年6月21日答申)いわゆる三分割答申がなされた。それは、利用区分で、地元地方公共団体等が三分の一、国、政府関係が三分の一、当分の間処分を留保するが三分の一とするものであった。処分留保地は、将来の需要に備えるため利用計画を短期的に決めることは適当でないとして、長期的にみて有効な活用に資するためと考えた。

その後、「大口返還財産の保留地の取扱いについて」(昭和62年6月12日答申)で保留地答申がなされた。引き続きできる限り留保し、保留地は公用、公共用に充てる場合は例外的に利用が認められた。「原則留保、例外公用・公共用利用」となった。

その結果、平成15年(2003年)3月末までに、保留地全体の40%、269%が公用・公共用に利用されたが、なお、保留地全体の60%、397%が引き続き未利用となっている。

「保留地答申」から16年が経過したが、保留地を巡る事情は大きく変化した。すなわち、

バブル崩壊による地価の大幅な下落と留保地周辺の市街化が急速に進展し結果的に都市形成を阻害している。関係地方団体の財政事情の悪化で地域開発の動きが停滞している。

財政制度等審議会国有財産分科会は、このような認識の下に同分科会に設置された不動産部会において、留保地の今後の取扱いについて検討を行った。「原則利用、計画的有効活用」の基本方針に基づいて、利用計画を公的主体において策定される必要があること及び利用計画が具体化するまでの間、保留地の管理方法など具体的に定める必要があるとしている。（「大口返還財産の保留地の今後の取扱いについて」平成15年6月24日財政制度審議会答申）

利用計画の具体化は、おおむね5年で都市計画等を策定させる。

暫定利用の具体的方法は、住宅展示場 駐車場・駐輪場 家庭菜園等
民間利用 定期借地権を認める(10年程度)

(4) 国公有財産のPFI事業への活用の事例(平成15年6月27日現在)

国の事業 23件(主として宿舍、合同庁舎、研究センター、立体駐車場)

地方公共団体の事業81件(公共施設、公益施設等多岐にわたっている。)

そのうち 癒やし系、福祉施設系の施設として、とがやま温泉施設整備事業、
崎山地区屋内温水プール等の整備運営事業、杉並区新型ケアハウス整備事業、
長岡市高齢者センター整備、運営、維持管理事業等がる。

そのほか民間、個人に払い下げる場合は、公用・公共用としての利活用の価値が
なくなった場合、物納財産(5千~1万件)で原則時価売払い。

第2節 戦後処理事例のまとめ

前節で述べた県内外の戦後処理事例について、次のように分類し、まとめてみた。

1. 個人補償

対米請求権事業の中で、講和前補償の未解決問題としての人身関連事案については、被害実態の把握が算定可能である等の理由で措置の必要性が認められ、558件の申請に対し、514件が認定され、個別に措置された。

また、郵政省の貯金原簿類と対照して確認された戦前の郵便貯金等について、昭和44年(1969年)12月に、「沖縄住民の有する行政権分離前の郵便貯金、簡易生命保険等の支払問題の解決措置に関する覚書」を日琉両政府間で締結し、郵便貯金の預金額に法定利子を加算したものや簡易保険の保険金、還付金等を預金者、受取人等の債権者に個別に支払われている。

さらに、戦前、戦中に発行された国債は、昭和37年(1962年)に消滅時効が完成しているが、沖縄においては、大蔵省特例省令によって昭和47年(1972年)5月15日から2年間時効完成後の支払いを認めている。

このように、被害実態、権利関係が明白に証明されたものについては、個人補償がなされていると考えられる。

2. 見舞金補償

対馬丸遭難学童に関する事例については、昭和37年(1962年)「沖縄戦闘協力死没者等見舞金支給要綱」を閣議決定し、対馬丸遭難学童の遺族に対し、当初は2万円の見舞金が支給されている。また、昭和52年(1977年)には、「戦傷病者戦没遺族等援護法」の準軍属の遺族として取り扱われ、満60歳以上の遺族学童の父母、祖父母に対して遺族給与金が支給されている。

対馬丸以外にも遭難船舶はあるが、他の船舶については国の命令による学童疎開と自主的な疎開との差で「援護法」の適用は受けていない。

また、シベリア抑留者に関連した事例で、戦後、旧ソビエト連邦及びモンゴル人民共和国に強制抑留され、恩給等を受給していない者(遺族を含む)に対し、慰労金として10万円の交付国債を支給している。

しかし、八重山マラリア犠牲者補償問題では、見舞金を要望したものの、結果的には見舞金給付は行われなかった。

これらのことから、被害実態が明白であるものに対し、見舞金的な措置がなされている事例がある。しかし、他の戦後処理事案に影響を及ぼすおそれのある事案については、政府として見舞金は支払っていないと考えられる。

3. 一括補償

対米請求権事業の中で、従来漁業を営んでいた者が被った漁業経営上の損失に係る補償については、沖縄県漁業協同組合連合会等からの補償要求により、新たに「財団法人沖縄県漁

業振興基金」を設立し、漁業後継者育成事業や水産物流通対策事業等に活用する目的で30億円を受け入れて解決されている。

また、土地関連事案については、沖縄開発庁が昭和53年(1978年)5月1日、「沖縄における対米請求権問題の処理に関する連絡会議」を設置し、前節の「1.(3) 放棄請求権問題の解決経緯」で述べたような経緯を踏まえ、「社団法人沖縄県対米請求権事業協会」に120億円を特別支出金として交付し、当該法人が被害者等のための事業を行うことで解決をみている。

ちなみに、対米請求権事業における土地関係事案についての沖縄開発庁の考え方は、個人払いについては、事案が古いため立証資料がないか又は不十分で、支払が可能と判断できる程度の立証ができず、却下せざるを得ない事案が相当多数にのぼると見込まれる。簡便な立証方法をとることから却下認容のボーダーラインは恣意的にならざるを得ず、新たな不公平を招くこととなるとしている。

その他、マラリア戦没者慰藉事業や郵便貯金関連事業の貯金保険会館建設、住宅建設資金の拠出、また、県外事例の中の「平和記念事業特別基金」の事業等は、集団的な人権侵害への慰藉としての処理事業で、一括補償的な措置といえる。

このように、個々に処理するには補償完了までに相当の年月を必要とするもの、立証資料が不十分なものなどについては、一括的な補償で措置されているといえる。